



若年技能者の人材育成・技能継承をお考えの
中小企業・業界団体の皆様へ

ものづくりマイスターを無料で派遣し 実技指導を行います！

若年者のものづくり離れ、技能離れがみられる中、
ものづくりにかかわる県内の中小企業・業界団体を積極的に支援し、
ものづくり現場を支える若年技能者の育成を支援するため、
高度な技能を保有している「ものづくりマイスター」が、
実技指導を行います。

ものづくりマイスターとは・・・

高いレベルの技能、一定以上の実務経験、指導力をもち、
厚生労働省の認定を受けた方です。

- 技能検定の特級・1級・単一等級の技能士等の方
- 実務経験が15年以上ある方（IT職種は資格取得後3年以上）
- 職業訓練指導等の指導経験のある方

対象者

- ・ 中小企業・業界団体
主に15歳～35歳未満の若年者
(技能未習熟の場合35歳以上可)

指導内容

- ・ 技能検定の2、3級レベルの技能の指導
(その他、指導者育成や技能五輪全国大会出場を目指す指導)
- ・ IT職種の専門家からの指導
(指導実績は裏面参照)

指導分野

- ・ ものづくり分野等の130職種
(内、IT職種は11職種)

費用等

全て協会負担

- ・ 指導者の謝金、旅費、傷害保険
- ・ 受講者の材料費（1人2,000円/回まで）、傷害保険

<自社内で行えない場合>
低廉な価格の公共職業能力開発施設等を利用可能
その際の利用料金も協会負担

指導回数

- ・ 20回まで
(1回の指導時間は3時間程度)

申込み

- ・ ホームページから
(<https://www.gifu-shokunou.or.jp/msg/toiawase.php>)
- ・ 電話、メールから

令和7年度版



岐阜県職業能力開発協会 岐阜県技能振興コーナー

509-0109 各務原市テクノプラザ1-18

TEL : 058-379-0521 FAX : 058-379-0522 E-mail : meister@gifu-shokunou.or.jp